

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の
一部を改正する省令等について

1. 改正の背景

(1) 条約証書の形式的な修正

令和元年 5 月に開催された国際海事機関の第 74 回海洋環境保護委員会において、燃料油消費実績報告履行確認書(SOC)、国際大気汚染防止原動機証書(EIAPP 証書)、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書(IEE 証書)及び国際大気汚染防止証書(IAPP 証書)の序文を形式的に修正する改正案が採択された。

当該改正案は令和 2 年 10 月 1 日発効予定であるところ、当該改正内容を国内法令により担保する必要がある。

(2) 原動機の構成部品の交換又は調整に係る記録の電子化

令和元年 5 月に開催された国際海事機関の第 74 回海洋環境保護委員会において、船舶に原動機を設置した際に当該船舶内に備え置かなければならない原動機取扱手引書の記載事項のうち、原動機の構成部品の交換又は調整に係る記録に関する事項に関して、当該記録を電磁的記録により行う場合にあっては、国際海事機関で策定したガイドラインに基づき主管庁の承認を得た電子記録簿を使用して行うこととする改正案が採択された。

当該改正案は令和 2 年 10 月 1 日発効予定であるところ、当該改正内容を国内法令により担保する必要がある。

(3) 海難救助等を行う公用に供する船舶に対する窒素酸化物(NOx) 特別海域規制の変更

海洋汚染防止条約により、北米海域及び米国カリブ海海域(特別海域)における NOx の放出については、一般海域よりも厳しい放出基準が適用されているが、国が所有し又は運航する船舶で、非商業的業務にのみ使用しているものについては、条約の適用除外とされている。一方、我が国においては、自衛隊の使用する船舶を除き、公用に供する船舶にも、国内法令において当該規制を適用しているところ。

しかしながら、海難救助その他の緊急用務を行うための公用に供する船舶のうち、特別海域の放出基準を適用することが、当該船舶の運航又は運航能力を阻害する恐れがあるものについては、適切な措置を講じる必要がある。

2. 改正の概要

(1) 条約証書の形式的な修正

- ・ SOC の様式中、序文を修正する。(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和 46 年運輸省令第 38 号)第 1 号の 16 様式)
- ・ EIAPP 証書、IEE 証書及び IAPP 証書の様式中、序文を修正する。(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和 58 年運輸省令第 39 号。以下「検査規則」という。)第 1 号の 3 の 6 様式、第 1 号の 5 の 4 様式及び第 12 号の 5 様式)

(2) 原動機の記録簿の電子化

- ・ 原動機取扱手引書に含まれる構成部品の記録又は調整に係る記録に関する事項について、技術基準を満たした電子記録簿により行う場合は電磁的記録として作成・保存が認められることを規定する。(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等を定める省令(昭和 58 年運輸省令第 38 号。以下「技術基準省令」という。)第 42 条)
- ・ 国際海事機関で策定されたガイドラインに基づき、技術基準省令で認められる電磁的記録を作成・保存する場合に使用する電子記録簿の技術基準を定める。(電子記録簿の技術基準を定める告示(仮称))

(3) 海難救助等を行う公用に供する船舶に対する窒素酸化物(N₀x) 特別海域規制の変更

- ・ 特別海域を航行する海難救助その他の緊急用務を行うための公用に供する船舶のうち、その用務の遂行上特別海域の規制を適用することが困難なものに対して、一般海域の規制を適用する。(検査規則第 1 条の 2 の 19)

3. 今後の予定

公 布：令和 2 年 8 月中

施 行：(1)及び(2) 令和 2 年 10 月 1 日

(3) 公布の日